

◇発行: 東大阪市国際情報广场(毎月発行2次)

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 市役所12階文化国際課内

◇TEL 06-4309-3311 / FAX 06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html



※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情報广场网页。

<h2>大阪府内发生了6.1级地震</h2> <p>6月18日大阪府北部发生了6.1级大地震。此后余震也不断发生,不知道什么时候还会发生大摇晃。为保护好自己的人身安全,请随时做好防范事项。</p> <p>【防备灾害指南】</p> <p>为预防灾害,请做好固定家具,高处不要置放物品等对策,减少受害,特别是,需要储备最少3天以上的食物和饮料水等生活必需品。以及,为了在避难生活中能随时携带物品外出,请把需要的物品集中在一个紧急携带用的包里。另外,市政府指定全市所有的市立中・小学为受灾时的第1次避难所。</p> <p>请所有的市民们关心收集信息,遇到万一的情况采取保护好自己行动。</p> <p>【大阪防灾网络(中文)】</p> <p>http://www.osaka-bousai.net.c.add.hpcn.transer.cn.com/pref/index.html</p> <p>【(公財)大阪府国際交流財団(中文)】</p> <p>http://www.ofix.or.jp/chinese/index.html</p> <p>【(公財)大阪府国際交流財団 Facebook(脸书)】</p> <p>https://www.facebook.com/osakafoundation</p> <p>※脸书上有使用多国语言提供的信息。</p>	<p>ふない さいだいしんど じゃく じしん はっせい 府内で最大震度6弱の地震が発生</p> <p>おおさかふくぶ がつ にち さいだいしんど じゃく じしん はっせい 大阪府北部で、6月18日に最大震度6弱の地震が発生しました。その後も余震が複数回発生しており、いつまた大きな揺れに襲われるかわかりません。</p> <p>じぶん み まも じしん そな 自分の身を守るためにも地震に備えてください。</p> <p>【災害への備えを】</p> <p>さいがい そな かぐ こてい たか ところ もの お ひがい 災害に備えて、家具の固定や高い所に物を置かないなど被害の軽減対策を行い、さらに、最低3日以上の食料や飲料水など生活物資の備蓄をしましょう。また、避難生活に必要なものをすぐに持ち出せるよう、非常持ち出し袋は一つにまとめておきましょう。</p> <p>し すべ しりつしょう ちゅうがっこう さいがいじ だい じ ひなんじょ なお市では、全ての市立小・中学校を災害時の第1次避難所に指定しています。</p> <p>しみん みな じょうほうしゅうしゅう つと まんいち ばあい み まも こう 市民の皆さんは情報収集に努め、万一の場合は身を守る行動をとってください。</p> <p>【おおさか防災ネット(日本語)】</p> <p>http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html</p> <p>【(公財)大阪府国際交流財団(日本語)】</p> <p>http://www.ofix.or.jp/</p> <p>【(公財)大阪府国際交流財団Facebook(フェイスブック)】</p> <p>https://www.facebook.com/osakafoundation</p> <p>※フェイスブックにて多言語で情報提供を行っております。</p>
<p>询问处: 危机管理室 TEL 06-4309-3130 / FAX 06-4309-3858</p>	<p>お問い合わせ先: 危機管理室</p>

<h2>儿童抚养津贴</h2> <p>符合以下条件的任何一项,满18岁生日之后最初的3月31日为止,持有监护儿童的父亲或母亲,或者代替父母养育的人,可以领取儿童抚养津贴。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆父母离婚的儿童 ◆父亲或母亲死亡儿童 ◆父亲或母亲被按政令定为有一定障害状态的儿童 ◆父亲或母亲生死不明的儿童 ◆持续1年以上被父亲或母亲遗弃的儿童 	<p>じどうふようてあて 児童扶養手当</p> <p>じどうふようてあて つぎ がいとう さい たつ ひいこう 児童扶養手当は、次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を監護している父・母、もしくは父母に代わって養育する方が受給できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆父母が婚姻を解消した児童 ◆父または母が死亡した児童 ◆父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童 ◆父または母の生死が明らかでない児童 ◆父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
---	--



<p>◆持续1年以上父亲或母亲被按法令拘留的儿童</p> <p>◆母亲未婚所生的儿童</p> <p>◆父亲或母亲被配偶者暴力(DV)受法院发出保护令的儿童</p> <p>※有关津贴额及所得收入限制事项, 请参阅市政府网页。 有关申请所需要的资料等详细事项请咨询。</p>	<p>ちち はは ほうれい ひ つづ ねんいじょうこうきん ◆父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている じどう 児童</p> <p>はは こんいん によらないで しゅっさん じどう ◆母が婚姻によらないで出産した児童</p> <p>ちち はは はいぐうしゃ ぼうりょく さいばんしょ ほ ご ◆父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所からの保護 めいれい う じどう 命令を受けている児童</p> <p>てあてがく しょとくせいげんがく し ※手当額や所得制限額については、市ウェブサイトをご覧ください さい。請求に必要な書類など詳しくはお問合せください。</p>
<p>询问处:国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>といあわ さき こくみんねんきんか 問合せ先: 国民年金課</p>

<p>国民年金保险费</p>	<p>こくみんねんきんほけんりょう 国民年金保険料</p>
<p>2018年度毎月の国民年金保险费为1万6340日元(月額)。</p> <p>如果因经济状况缴纳保险费有困难时, 请来办理申请减免。减免申请从7月2日(周一)开始受理。</p> <p>国民年金保险费的减免・缓期缴纳申请书, 请向国民年金课或是行政服务中心递交。即使延误了提出申请, 最多可倒回到2年1个月之前办理免除申请。</p> <p>有关详细事项请咨询。</p>	<p>こんねん ど こくみんねんきんほけんりょう まん えん げつがく 今年度の国民年金保険料は1万6340円(月額)です。</p> <p>ほけんりょう おさ けいざいてき こんなん ばあい めんじょ しんせい 保険料を納めることが経済的に困難な場合には免除の申請を してください。免除申請は7月2日(月)から受け付けます。</p> <p>こくみんねんきんほけんりょうめんじょ のうふゆうよしんせいしょ こくみんねんきんか 国民年金保険料免除・納付猶予申請書を、国民年金課または 行政サービスセンターへ提出してください。申請が遅れても さいだい ねんいつ げつまえ めんじょしんせい 最大2年1か月前までの免除申請をすることができます。</p> <p>くわ といあわ 詳しくはお問合せください。</p>
<p>询问处:国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>といあわ さき こくみんねんきんか 問合せ先: 国民年金課</p>

<p>后期高齢者医疗保险费</p>	<p>こうきこうれいしゃいりょうほけんりょう 後期高齢者医療保険料</p>
<p>2018年度の后期高齢者医疗保险的「保险费决定通知书」将在7月中旬寄出。</p> <p>以及, 在此年度中加入的被保险者, 保险费从取得资格的月份开始需要缴纳保险费。</p> <p>有关详细事项请咨询。</p>	<p>こんねん ど こうきこうれいしゃいりょうほけん ほけんりょうがくけつていつうちしょ がつ 今年度の後期高齢者医療保険の「保険料額決定通知書」を7月 ちゅうじゅん そうふ 中旬に送付します。</p> <p>ねんどとちゅう ひ ほけんしゃ かた しかく しゅとく つき なお、年度途中に被保険者となった方は、資格を取得した月から つきわり ほけんりょう 月割で保険料がかかります。</p> <p>くわ といあわ 詳しくはお問合せください。</p>
<p>询问处:保険料課 TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807</p>	<p>といあわ さき ほけんりょうか 問合せ先: 保険料課</p>

<p>从公司辞职或是迁入时等 请务必在14日之内办理加入国民健康保险手续</p> <p>かいしゃ や てんにゆう こくほかにゆう とどけで かなら じゅうよっかい内 会社を辞めたときや転入のときなど 国保加入の届出は必ず14日以内に</p>	
<p>如果退出公司的社会保险时, 或是从其他市村町迁入本市时, 以及丧失领取生活保护资格时, 请务必在14日之内提出加入国民健康保险的申请。超过14日之后办理时, 因为是从加入之日起开始适用保险, 在没有保险证期间的医疗费必须自己全额负担。</p> <p>另外, 即使是延迟加入保险, 也必须从丧失以前加入的保险资格日开始, 必须追缴最多2年的保险费。</p> <p>有关详细事项请咨询。</p>	<p>かいしゃ けんこうほけん たしちようそん てんにゆう 会社の健康保険をやめたときや他市町村から転入してきたと せいかつほ ご う かなら じゅうよっかい内 こくほ き、生活保護を受けなくなったときは、必ず14日以内に国保 かにゆう とどけで じゅうよっか す ほけん きゅうふ 加入の届出をしてください。14日を過ぎると保険の給付が とどけでび ほけんしょう きかん いりょうひ ぜんがくじ こふたん 届出日からとなり、保険証がない期間の医療費は全額自己負担 となります。</p> <p>かにゆうとどけ おく ほけんりょう いぜんかにゆう けんこうほけん なお、加入届が遅れても、保険料は以前加入していた健康保険 しかく ひ さかのぼ さいだい ねんかんぶん しほら の資格がなくなった日まで 遡り、最大2年間分を支払わなけれ ばなりません。詳しくはお問合せください。</p>
<p>询问处:資格给付課 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804</p>	<p>といあわせき しかくきゅうふか 問合先: 資格給付課</p>

